

「日本木材学会優秀女子学生賞」受賞候補者の推薦依頼について

日本木材学会では2021年度「日本木材学会優秀女子学生賞」を、下記に示す関連の授与規程および授与内規にしたがって授与いたします。会員は授与規程により、それぞれの賞を受賞するにふさわしい研究業績をあげた会員を、推薦委員会に推薦することができます。推薦委員会では、多数の会員からのご推薦を期待しております。推薦いただく場合は、以下の要領にしたがって「推薦書」をお送りください。

日本木材学会優秀女子学生賞

【受賞の対象となる研究業績】 授与規程第2項に明記してある通り、木材学とそれに関連する分野で、優れた研究業績を収めて将来を嘱望される本学会女子学生会員が、受賞の対象となる。

【推薦書・応募調書】 木材学会ホームページより「推薦書」および「応募調書」をダウンロードし、必要事項を記載する。作成した「推薦書」、「応募調書」は、Word形式およびPDF形式で保存し、PDF形式で保存した「研究業績(論文等)」とともに電子メール(件名を「日本木材学会優秀女子学生賞」とする)の添付ファイルとして下記アドレスまで送付すること。

【締切り】2021年11月30日(火) (必着)

【電子メールアドレス】 suisen@jwrs.org

〈日本木材学会優秀女子学生賞授与規程〉

本会定款第4条第5項の規程に基づき、授賞に関して次のように定める。

1. 本会に「日本木材学会優秀女子学生賞」(以下優秀女子学生賞という)を設ける。
2. 優秀女子学生賞は、木材学とそれに関連する分野で、優れた研究業績を収めて将来を嘱望される本学会女子学生会員に授与する。応募年の9月30日時点において本学会の女子学生会員を対象とする。
3. その業績は、本会会誌、本会年次大会、支部大会に発表されたものを含まなければならない。
4. 毎年原則2件以内の受賞者を選び、賞状を贈る。本賞を授与すべき適当な受賞者がいないときは、その年は授賞しない。
5. 授賞のための選考委員会を設け、選考及び理事会の承認を経て授賞する。
6. 会員は、受賞に値すると思われる者を、選考委員会に申し出ることができる。
7. 会長は、選考委員会に受賞候補者の選考を委嘱する。選考委員会は、被推薦者の資格審査を行い、授与規程を満たさない場合は却下することができる。選考委員会は、被推薦者の中から、授賞に最も適当と考えられる原則2件以内を候補者として選び、その各々に選考理由を付して会長に報告する。
8. 会長は、選考委員会の報告内容を理事に知らせ、理事会にて受賞者原則2件以内を承認する。
9. 選考委員会は、学会賞等推薦委員会メンバー6名、男女共同参画理事1名、男女共同参画理事が推薦する理事3名(合計10名)で組織し、業績審査と選考業務を遂行する。選考委員会の委員長並びに委員は、学会賞等推薦委員会で選定後、理事会で決定し、会長が委嘱する。生物・化学・工学の各専門分野のバランスを考慮して、選考委員を選定する。選考委員会は原則2件以内の受賞候補者を選考する。10名の選考委員の任期は2年(ただし理事任期に合わせ初年のみ1年)とする。再任は妨げない。委員長又は委員の変更を要する場合、会長は常任理事会にはかり、他の適任者に委嘱することができる。
10. 会長は、大会などの機会に受賞者を表彰するほか、定時総会、本会会誌上等で受賞内容を報告する。
11. 賞に要する費用は、本会の経費及び寄付金をもって充てる。
12. この規程の実施に関する内規は、別に定める。
13. 本賞は、本学会における40歳以下の正会員の女性比率が30%に達するまでを目安として授与するが、選考委員会において、本賞の継続も含めて5年ごとに見直しを行う。

附則

この規程は、2014年6月20日より実施する。

附則

この規程は、2016年3月26日より実施する。

附則

この規程は、2018年6月22日より実施する。

附則

この規程は、2019年3月13日より実施する。

附則

この規程は、2021年6月19日より実施する。

〈日本木材学会優秀女子学生賞授与内規〉

日本木材学会優秀女子学生賞授与規程に基づき、以下の内規を定める。ただし、この内規は、各委員会の討議及び常任理事会の承認を経て随時改めることができる。

1. 提出書類（電子ファイル）

- ①推薦書（フォーマットはホームページに掲載、Word形式およびPDF形式）
- ②応募調書（フォーマットはホームページに掲載、Word形式およびPDF形式）
- ③研究業績のコピー（PDF形式で保存し、Acrobatなどを用いて1つのファイルに統合する）

2. 選考

選考は、次の各項により行う。

- イ) 選考は、委員の書類審査および合議によって行う。
- ロ) 受賞候補は原則2件以内とする。

3. 承認

承認は、次の各項により行う。

- イ) 理事会に対する受賞候補者選考内容の説明は、選考報告書によるほか、理事会における選考委員長の口頭説明によって行う。
- ロ) 承認は理事会出席理事の過半数をもって決定する。

附則

この内規は、2014年6月20日より実施する。

附則

この規程は、2016年3月26日より実施する。

附則

この規程は、2017年6月23日より実施する。